２障福第2991号

令和３年３月１日

　各障害福祉サービス事業所等設置者　様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

（　公　印　省　略　）

緊急事態宣言の解除後における障害福祉サービス等事業所の対応に

ついて（依頼）

　昨日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく本県に対する緊急事態宣言が解除されました。

　本県においては、新規陽性者数、入院患者数ともに減少傾向が続いておりますが、高齢者施設等でのクラスターの発生は終息に至っておらず、今後、春休みや年度末に向け、確実に感染の再拡大を防止するため、「厳重警戒宣言」により、必要な対策を継続しております。

つきましては、各事業所等において、厚生労働省からの令和２年10月15日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」等を参考に、引き続き感染防止対策をより一層徹底し、障害福祉サービス等の提供に努めていただきますようお願いします。

担当　事業所指定・指導グループ

電話　０５２－９５４－６３１７

ＦＡＸ　０５２－９５４－６９２０

電子メール　[shogai@pref.aichi.lg.jp](mailto:shogai@pref.aichi.lg.jp)